

# 地区防災計画提案の手引き

横浜市危機管理室

平成 28 年 3 月

## 1 はじめに

### (1) 地区防災計画制度について

我が国では、災害対策基本法に基づいて、国、県、市町村がそれぞれのレベルで防災計画を作成し、その計画に沿って防災活動を実施しています。横浜市でも国や県の防災計画と整合を図りながら、市や関係機関が行う防災活動の基本的かつ総合的な計画として「横浜市防災計画」を作成し、その実施を推進しています。

しかし、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、行政自体も被災してしまうような大規模で広域的な災害が発生した場合、自助、共助と公助がうまくかみあわないと、その後の災害対策がうまく働かないことが認識されました。

そうした教訓を踏まえて、平成 25 年に災害対策基本法が改正され、市内の一定の地区の居住者、事業者（地区居住者等）が共同して行う自発的な防災活動に関する計画（「地区防災計画」といいます。）を地区の皆さん自身が作成し、横浜市防災計画の一部として定めることを提案することができる制度が創設されました。

### (2) 地区防災計画とは

地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画で、災害対策基本法第42 条第3 項及び第42 条の2 の規定に基づき、地区居住者等は、当該地区における地区防災計画を横浜市防災計画に定めることを提案することができることとされています。

地区居住者等から計画の提案があった場合は、必要に応じて横浜市防災計画に定めます。

## 2 計画の基本的考え方

### (1) 地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画

地区防災計画は、その地区に住む皆さんや事業者（地区居住者等）が自発的に行う防災活動について定めておく計画です。地区居住者等が自分たちで作る、その地区の実情に即した地域密着型の計画です。

地区居住者等での合意が大変重要ですので、作成にあたっては十分な議論が必要です。

### (2) 地区の特性に応じた計画

自然特性（沿岸部・内陸部）、社会特性（都市部・郊外の住宅地）、想定される災害特性（洪水・高潮災害・土砂災害）など地域の特性を踏まえて計画内容を決めることが重要です。

### (3) 継続的に地域防災力を向上させる計画

地区防災制度では、計画を作成するだけでなく、日頃から地区居住者等が計画に基づいた防災活動を実践し、計画を形骸化させないようにすることが重要です。

また、計画を作成した場合、横浜市防災計画に規定された計画として、毎年見直しを行うことが望まれます。

### 3 計画素案の作成について

#### (1) 事前相談

地区防災計画の素案の内容は、法律に定めるように、市の防災計画に抵触しないものでなければならないとされています。地区防災計画の提案を検討している場合は、横浜市防災計画に定める対策と異なった内容がないかなど、区役所（地区が複数区にまたがる場合は危機管理室）に事前相談を行うよう努めてください。

#### (2) 地区の範囲の決定

計画を提案するために、地区防災計画を作成する主体や防災活動の対象である地区の範囲を設定します。一家族や数世帯単位、単一事業所のみといった極めて限定的な範囲を対象としたものは、地区防災計画の対象とはなりません。また、実際に計画に基づく防災活動を実践する自主防災組織を結成することが重要です。

横浜市では、従前から自治会・町内会単位の自主防災組織として「町の防災組織」づくりの促進と育成強化を進めています。この「町の防災組織」の取組を参考としながら組織づくりを行ってください。

また、すでに町の防災組織を結成している場合は、必要に応じて「町の防災組織の活動計画」の作成又は見直しを行うことも必要です。

#### (3) 地区居住者等での議論

地区防災計画を作成するためには、地区の皆さんの合意が必要です。作成する計画素案やスケジュールを地区全体で共有し、自主防災組織の総会や代表者の会議などで十分に議論し、対象となる地区の皆さんが納得し、継続して実施できる防災活動を計画してください。

#### (4) 地区防災計画素案の作成

地区防災計画には次のような事項について定めておきましょう。

＜参考＞地区防災計画の項目例（内閣府「地区防災計画ガイドライン」より）

- 1 計画の対象地区範囲  
△市町
- 2 基本的な考え方
  - (1) 基本方針（目的）
  - (2) 活動目標
  - (3) 長期的な活動計画
- 3 地区の特性
  - (1) 自然特性
  - (2) 社会特性
  - (3) 防災マップ
- 4 防災活動の内容
  - (1) 防災活動の体制班編成
  - (2) 平常時の活動
  - (3) 発災直前の活動
  - (4) 災害時の活動
  - (5) 復旧・興期の活動
  - (6) 市町村等、消防団各種地域体ボランティアとの連携
- 5 実践と検証
  - (1) 防災訓練の実施・検証
  - (2) 防災意識の普及啓発
  - (3) 計画の見直し

(5) 地区防災計画素案の内容確認

地区防災計画素案の審査において確認される主な事項は次のとおりです。  
計画素案の作成の参考としてください。

分類	確認事項
①活動の明確化	<input type="checkbox"/> 対象地区の範囲は明確か <input type="checkbox"/> 対象地区で活動を行う居住者・事業者等は明確になっているか <input type="checkbox"/> 活動の基本方針（目的）は決まっているか
②計画作成・提案	<input type="checkbox"/> 計画作成に関して地区居住者等の中で実質的な合意がなされているか
③地区の特性の把握 (ガイドライン第3章)	<input type="checkbox"/> 地区の特性（自然特性及び社会特性等）が理解されているか <input type="checkbox"/> 各種ハザードマップを参考としているか
④対策の検討	<input type="checkbox"/> 災害時及び復旧・復興期の体制（班編成や役割分担など）を検討しているか <input type="checkbox"/> 平常時の活動（教育・訓練等）を検討しているか <input type="checkbox"/> 教育・訓練の実施方法を検討しているか <input type="checkbox"/> 災害時の活動を検討しているか
⑤市防災計画との整合性	<input type="checkbox"/> 市防災計画及び区防災計画に抵触していないか

(6) 参考資料

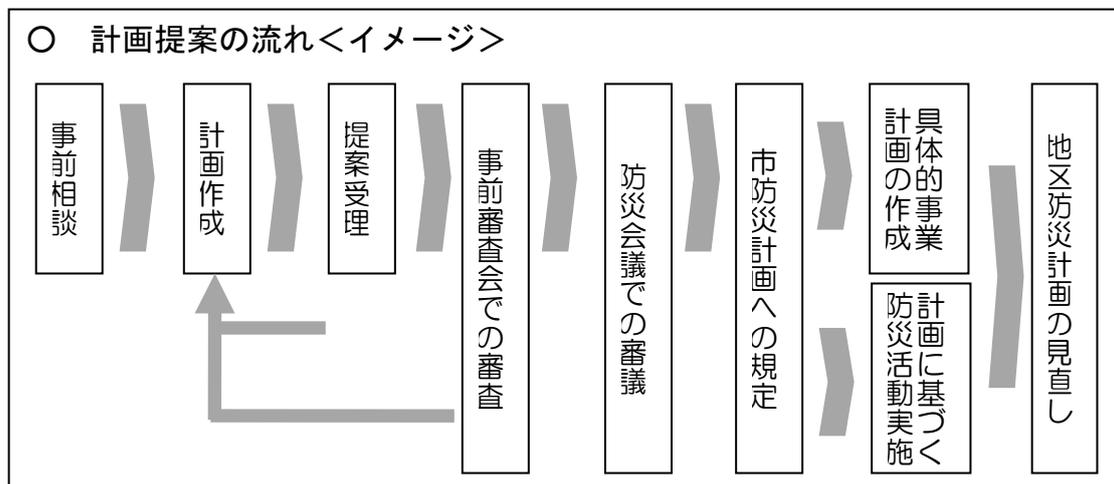
地区防災計画ガイドライン（内閣府）

<http://chikubousai.go.jp/basic.php?eid=00006>

#### 4 計画提案の手続きについて

地区居住者の皆さんが作成した地区防災計画を横浜市防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて横浜市防災会議が市の防災計画に定めるか判断します。

市の防災計画に定めるか円滑に審議を行うためにも、可能な限り事前相談に努めてください。



##### (1) 提案者

計画提案は、地区居住者等（一定の地区内の居住者や当該地区内に事業所を有する事業者）が共同で行うものとします。

地区居住者は、当該地区において防災活動を行い、提案書及び計画の素案を作成し、市防災会議に提案することが必要となります。

自主防災組織等において、計画に基づく防災活動についてメンバーの理解が十分に得られており、実際に防災活動を実施できる体制にある場合には、自主防災組織の役員等が共同して計画提案を行うことも可能です。

代表者が一人だけで提案を行うことはできません。

##### (2) 提出する書類

ア 提案書（様式1）

イ 地区防災計画の素案

ウ 当該地区居住者等であることを証明する書類

（個人の場合）提案者全員の住民票

（法人の場合）登記事項証明書

エ その他必要書類

① 自主防災組織の規約

② 自主防災組織の役員全員の同意書

- ③ 地区防災計画の素案を作成するにあたり地区全体の合意形成を行った過程がわかる資料

(3) 提出先

当該地区の所在する区役所総務課

※ 当該地区が複数区にまたがる場合は、危機管理室危機対応計画課

(4) 防災会議に付議する時期

原則として、毎年5月末日までに受理した提案について、当該年度の防災会議に付議します。

## 5 審査結果の通知

審議の結果を横浜市防災会議から地区居住者の代表者あてに通知します。

(1) 計画を採用する場合

提出された計画の名称を横浜市防災計画に定め、計画の本文を横浜市防災計画「資料編」に定めます。

(2) 計画に位置付けない場合

計画に位置付ける必要がないと判断した理由を添えて通知します。

## 6 地区防災計画の運用について

### (1) 策定後の取組

共助による防災活動を促進するためには、一人ひとりの防災意識を高め、地区全体で防災活動に取り組むことが重要です。

市防災計画に「地区防災計画」が定められた場合は、地区居住者等が、災害時に実際に地区防災計画に規定された適切な活動ができるよう、毎年防災訓練を実施することが重要です。

また、地区居住者等は、防災訓練の結果について検証を行い、その課題を把握し、活動を改善します。

### (2) 計画の見直し

防災訓練の検証等を踏まえ、毎年の横浜市防災計画の見直し等と連動する形で、地区防災計画を1年に1回以上見直し、必要な修正を行うことが大切です。

この見直しにおいて、当初の計画と大きく修正が加えられた場合は、次項の「見直した計画の提案」も検討します。

また、定期的な計画の見直しを通して、内容が古くなったり、形骸化した計画については、積極的に修正・廃止等を行うことも想定されます。

### (3) 見直した修正計画の提案

「4 計画提案の手続きについて」に準じて提案します。

## 7 具体的事業計画について

地区防災計画を市の防災計画に定めた場合、市は、地区居住者が地区防災計画に基づいて行う防災活動を支援するため、地区居住者の参加のもとに「具体的な事業に関する計画」（具体的事業計画）を定めます。

具体的事業計画には、定める地区の防災力強化のため、次のことについて定めます。

### 《具体的事業計画の例》

- 1 地域における防災体制の強化に関する事項
- 2 地域における消防団の強化等に関する事項
- 3 地区防災計画に関する事項

## 8 参考資料

(1) 横浜市地区防災計画の提案に関する要綱

(2) 地区防災計画ガイドライン（内閣府）

【URL】 <http://chikubousai.go.jp/basic.php?eid=00006>

(3) 町の防災組織活動事例集（横浜市危機管理室）

【URL】 <http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/machibo-jireisyu/jireishu.html>

## 横浜市地区防災計画の提案に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市防災計画(以下、「市防災計画」という。)に基づき、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画の提案(以下、「計画提案」という。)に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。

### (提案の要件)

第2条 計画提案は、一定の地区内の居住者や当該地区内に事業所を有する事業者(以下、「地区居住者等」という。)が共同で行うものとする。

2 計画提案の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 地区居住者等が協力して実施する防災・減災に向けた取組で、組織体制、平常時、災害発生時ごとの活動方法等について具体的に定めたものであること。

(2) 市防災計画及び地区が所在する区の防災計画に抵触しないこと。

3 計画提案を行おうとする者は、事前相談に努めるものとする。

### (提案提出)

第3条 計画提案を行う者は、次に掲げる書類を横浜市防災会議に提出するものとする。

(1) 地区防災計画提案書(第1号様式)

(2) 地区防災計画素案

(3) 当該地区の居住者等であることを証明する書類

(4) その他危機管理室長が必要とする書類

### (事前審査)

第4条 危機管理室長は、前条に基づく提案があったときは、横浜市防災会議における審議を円滑に実施するため、地区防災計画事前審査会(以下「審査会」という。)を設置し、横浜市防災会議に諮る前に次の事項について事前審査を行うものとする。

(1) 計画提案の内容及び実施体制

(2) 市防災計画及び区防災計画との整合

(3) その他必要と認める事項

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 総務局危機管理室長

(2) 関係区局職員

(3) その他総務局危機管理室長が必要と認める者

- 3 審査会の会長には、総務局危機管理室長をもって充てる。
- 4 会長は、審査会を代表する。
- 5 審査会は、会長が招集し、これを開催する。
- 6 会長は、必要に応じて学識経験者等外部の意見を聴取することができる。
- 7 会長は、審査会の結果を横浜市防災会議会長に提出するものとする。

(計画審査)

第5条 横浜市防災会議は、前条の事前審査の結果に基づき、提案された計画素案が市防災計画に定める必要があるか審査を行うものとする。

(審査結果通知)

第6条 横浜市防災会議会長は、審査結果通知書（第2号様式）により、計画提案の代表者宛てに前条の審査結果を通知するものとする。

(庶務)

第7条 この要綱に係る事務は、横浜市総務局危機管理室危機対処計画課で処理するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務局危機管理室長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

横浜市防災会議会長  
（横浜市 長）

（計画提案代表者氏名）

## 地区防災計画提案書

### 1 計画提案代表者（団体）

代表者氏名 （団体名）	
連絡先	
住所	

### 2 提案計画概要

計画名称	
目次・内容 等	

### 3 その他

備考 等	
------	--

※全構成員の名簿を添付して下さい。

平成 年 月 日

（計画提案代表者氏名）様

横浜市防災会議会長  
（横浜市 長）

## 審査結果通知書

平成 年度横浜市防災会議にて審議された審査結果を通知します。

### 1 計画名称 等

計画名称	
代表者氏名 (団体名)	
連絡先	
住所	

### 2 審査結果

審査結果	理由

### 災害対策基本法<抜粋>

第 42 条 (略)

2 (略)

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4～7 (略)

第 42 条の 2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

### 災害対策基本法施行規則<抜粋>

(地区居住者等による提案)

第 1 条 災害対策基本法第 42 条の 2 第 2 項 の規定により共同して計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村防災会議に提出しなければならない。

1 地区防災計画の素案

2 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

### 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律<抜粋>

第 7 条 市町村は、災害対策基本法第 42 条第 1 項 に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画（災害対策基本法第 42 条第 3 項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。）を定めた地区について、地区居住者等（同条第 3 項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。）の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。